

2013/10/31 10:00-12:10 参議院議員会館

秘密保護法を考える超党派の議員と市民による第3回省庁交渉

福島みずほ

原発は秘密保護法にならないとこれまで政府は説明してきたが、  
前回の省庁交渉でテロ対策上なりうると認めた。

世論調査では、反対が半分以上をしめ、慎重審議が82%にのぼった。  
法律が通ると民主主義が壊れる。

内閣情報調査室 参事官 橋場健

ポイント 説明資料

<http://www.cas.go.jp/jp/houan/131025/gaiyou.pdf>

概要、要綱、法律案・理由、新旧対照表、参照条文

<http://www.cas.go.jp/jp/houan/185.html>

山田太郎

質問はまとめて事前に省庁にお配りしている

- 1) 論点ペーパー 開示できる部分とそうでない部分  
公開可能か。いつまでにできるか確約を。
- 2) 公務員法 不十分  
改正では対応できないのか。
- 3) 公務員漏えい防止 本当にできるのか?  
安倍総理 5つの公務員漏えい事件があった。

内閣情報調査室 参事官 橋場健

- 1) 政府部内のペーパーなので公開は考えていない。
- 2) 国家公務員法 特別職の公務員・契約業者などは対象外。  
自衛隊法 自衛隊のみ 防衛以外の安全保障は置けない。
- 3) 適性評価制度の導入  
範囲の厳格化、特定秘密漏洩罪 相当程度罰則をかす。  
防止する効果はあると考える。  
これまでも取り組んできたが、さまざまな対策を総合的に実施する。

福島みずほ

- 1) 論点ペーパーを出さないとのこと。  
議事録も公開しない、

前回「出せるものと出せないものと精査する」

なぜ出せないのか。

論点ペーパーを出さずに国会で議論しろというのはおかしい

2) 5つのうち1つが尖閣ビデオ。

みんな見ていた。国会議員 報道もされた。

秘密が漏洩したはおかしい。

内閣情報調査室 参事官 早川智之

1) 論点ペーパー

様々な場で説明している。

政府部内での検討書類なので公開は考えていない。

2) 尖閣ビデオ

ネットで漏洩すると直ちに拡散される。

本法において保護する情報について保護すべき。

福島みずほ

2) 秘密指定していなかった

1) なぜ公開しないのか

内閣情報調査室 参事官 早川智之

1) ペーパーを元に資料を作って、説明している

福島みずほ

1) 論点ペーパーを公開しない理由はない

内閣情報調査室 参事官 早川智之

1) 今説明している

福島みずほ

1) では出せばいい。

論点ペーパーを出さないから秘密だといっている

内閣情報調査室 参事官 早川智之

1) 政府部内の論点だから公開しない

福島みずほ

1) では出せばいい。

内閣情報調査室 参事官 早川智之

1) こういう論点

山田太郎

1) 見ちゃいけないことが書いてある？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

1) 政府部内で検討した書類なので公開はしない

山田太郎

1) 密約を結んでいた。特定秘密に指定。

国会から出せと要求があった。以下どれにあたる？

①特定秘密なので回答できない

②あるが内閣総理大臣の声明を出す

③ない

2) 自衛隊法と特定秘密保護法の範囲の違い

3) 気象庁、海上保安庁、資源エネルギー庁、国税庁長官は指定可能か

4) 特定秘密が第三者にわたっている場合、管理を害しない行為は？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

1) 密約の意義 仮定の話は答えられない。

一般論として、必要な措置を講じられる。

国会法 104 条の 3 で内閣の声明を出す。

特定秘密は声明を出すことになろう。

2) 自衛隊法：事項

本法：事項に関する情報

範囲が変わるわけではない

3) 第 3 条第 1 項

「所掌事務に関する」

外部の有識者が作成する基準に基づいて指定。

恣意的な指定がないように。

所掌事務に関するものがあれば指定可能。

気象庁は考えられないが、海上保安庁はテロなどもあるので考えられる。

国税庁は、個別は把握していない。

4) 管理を害する行為に該当しない行為は？  
書類事態を落としてしまった場合、拾った。

山田太郎

4) 管理を害しない行為とはあるのか？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

法案 25 ページ

取得罪など。

福島みずほ

4) 概括的  
管理を害する行為はあるのか？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

書いてあるとおり

福島みずほ

管理を害する行為とは。

内閣情報調査室 参事官 早川智之

管理を害する行為は例示。

報道機関が取材をして。

福島みずほ

取ってきて、というのはどうか

☆国会議員

人を欺き、人に暴行を加え、その他

7つににたものということか。

内閣情報調査室 参事官 早川智之

そのとおり

福島みずほ

管理を害しない行為とは？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

報道機関が教えてほしい、公務員が漏洩した場合。

福島みずほ

「密約 国会の要請がある」と回答。

自民党政権「存在しない」と説明。存在しないものをどうやって出すのか。

TPP 出さない。国会議員が出せといえば出すのか。

西山事件「秘密はない」でてこない。

外務省 鈴木誉里子（大臣官房情報防護タスクフォース次長）

調査報告書で発表

いわゆる密約は見つけることはできなかったのではない。

福島みずほ

ないというものをだせない

外務省 鈴木誉里子（大臣官房情報防護タスクフォース次長）

調査したら文書がなかった。

表示して保存・保管する。

保管したものなら

福島みずほ

アメリカで発見して、吉野文六が認めている。

誰が考えてもある。

外務省 鈴木誉里子（大臣官房情報防護タスクフォース次長）

徹底的に調査した。

山田太郎

では②でよいのか

内閣情報調査室 参事官 早川智之

密約の話ではなく一般論として説明した。

山田太郎

外交情報はほぼ特定秘密ではないか。

内閣情報調査室 参事官 早川智之

あくまで一般論として説明している。

国会法 104 条 声明を出さざるをえない。

外務省 鈴木誉里子（大臣官房情報防護タスクフォース次長）

先ほど繰り返したが、調査結果が全て。

山田太郎

一般論として

外務省 鈴木誉里子（大臣官房情報防護タスクフォース次長）

外交文書に特定秘密と指定すれば、法に従う

山田太郎

密約は認めるのか？

外務省 鈴木誉里子（大臣官房情報防護タスクフォース次長）

認める認めないではなく、特定秘密に指定されれば

条件が整えば国会・審査会に提出する

山田太郎

1) 核物質防護

テロ防止として特定秘密に指定しうる。

野党にはテロ防止の措置や捜査情報は

警備情報は特定秘密にならないのか？

2) 別表に原発を直接しめす用語はない。

根拠は？

3) テロリズムの定義

政治上主義主張し国家に強要する・社会に不安を与える

解釈を明らかにしてほしい。

あらゆる政治活動がテロ活動になりうる。

脱原発、消費税引き上げ活動などは？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

1) 捜査情報

警察機関による活動。

警察の警備情報をわかりやすく説明。

前回説明したが、原発事故情報は特定秘密として指定対象ではない。

原発の警備等に関する情報 特定秘密に指定する可能性がある。

3) 条文 16 ページ テロリズムの定義

政治上～

国家もしくは他人にこれを強要し、または不安を与える

人を殺傷し、施設破壊する活動。

どういう活動か？

反原発活動は人を殺傷し、施設破壊しないのでテロには当たらない

山田太郎

3) 施設に侵入した場合？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

3) 人を殺傷し、施設破壊活動。

山田太郎

知る権利

1) 一般市民・国会議員の情報取得対象も対象か？

2) 一般市民・国会議員 知らなかった場合、

共謀・煽動した場合、罰せられるか？

認識できる手段は？

3) 警察が捜査する場合

特定秘密の裁判

4) 漏えい・取得未遂・共謀・教唆

正犯の犯行のみ

共謀教唆煽動 いつ犯罪となるのか？

5) 30 年後内閣承認

例えば 29 年後に文書が廃棄された場合はチェックできるのか？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

1) 公務員の漏えいを罰則。

公務員以外の場合でも暴行・脅迫。

そそのかしたものは処罰対象となる。

知って・認識してこれらをする必要がある。

公務員以外 外国の情報機関に協力して入手するという例外的なもの。

例外以外を除いてないと考える。

2) 漏えいの共謀・煽動

特定秘密であると認識している必要がある。

認識なければ処罰対象とならない。

職員以外の者 公務員は表示で分かる。

それ以外のもの 知る立場にない。認識することはない。

4) 自衛隊 122 条 1 項

業務 罰則を定める

2 項 防衛秘密未遂罪 漏えい共謀教唆煽動を定める

本法でも自衛隊法を取り込む。

いわゆる防衛秘密の保全レベルを維持する。

漏えいをもたらす危険性を

未然に漏洩を防ぐ。

5) 29 年後文書廃棄

特定秘密記録 保存期間満了後、歴史公文書の場合は国立公文書館に移動

以外は公文書館法の適用

内閣総理大臣と協議して廃棄する

山田太郎

5) 廃棄されちゃった場合は？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

5) 歴史公文書以外は廃棄する

福島みずほ

5) 廃棄されれば 30 年後の承認は？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

廃棄されれば廃棄される。

見ることはできない。

福島みずほ

5) 密約は廃棄されれば見れない？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

5) 密約はともかく、廃棄されれば存在しない

山田太郎

5) 廃棄されれば見るできない

警察庁 警備局警備企画課長 村田隆

3) 告発の有無で違う。

告発がなされた場合、捜査。

漏えい 当該省庁に照会。

特定した被疑者判明 逮捕の必要性があれば逮捕する。

告発がない場合 マスコミで報道された場合

別事件で特定秘密が発見された場合、捜査開始

告発がされた場合と同様。

仁比聡平

3) 諜報活動を行っている人に限られる。

日本政府としてリストアップはできていないだろう。

「一般市民」

特定秘密に接近するものを調査し逮捕する。

市民がアクセスする

特定秘密を知っているのか知っていないのかだれが判断するのか？

警察庁 警備局警備企画課長 村田隆

3) 相手がいるかどうか慎重に捜査する

仁比聡平

3) スパイのリストがあるわけではないだろう。

あらゆる市民を対象にすることになる。

契約業者は対象になる。

内閣情報調査室 参事官 早川智之

管理侵害行為

25 ページの条文案

23 条 処罰対象としているのは人に暴行を加え、脅迫

出せというもの。

いくら公務員に防止しても止められない。  
公務員がちゃんと管理しているにもかかわらず、  
金庫破壊して取っていった。  
かなり悪質なもの。  
特定秘密であると認識してやるもの。

仁比聡平

知っているかどうかははっきりさせるのは捜査機関。  
捕まえて調べるしかない。  
欺き、脅迫というのが、刑事司法において無罪 脅した、脅迫した事例はいくらでもある。  
官邸前で抗議した場合、「脅した」と言われて拘束する

内閣情報調査室 参事官 早川智之

そういうことは考えていない。  
脅迫は悪質なもの。脅迫された公務員も認識がある。  
必要な捜査活動が警察によってなされる。  
契約業者の件。  
実際に漏えいダメ 実際に扱う従業員の人の。  
その範囲は具体的に固く決める。  
A社 従業員みんなが取り扱うものではない。

福島みずほ

- ・西山事件も有罪になる。  
23条 管理を害する行為
- ・新聞に載る、違法盗聴  
逮捕される  
共謀・煽動・処罰  
未必の故意  
警察はどうする？  
あたるかも？警察はなにが特定秘密かわからない。  
逮捕する段階で  
何が情報かわからない段階で

警察庁 警備局警備企画課長 村田隆

逮捕されてから分かることはない。  
省庁に確認後逮捕する。

山田太郎

特定秘密に触ったと宣言して逮捕されるのか？

警察庁 警備局警備企画課長 村田隆

そう

内閣情報調査室 参事官 早川智之

森大臣発言 著しく不当な行動

西山事件の判例「人格の尊厳を著しく蹂躪する」最高裁決定

福島みずほ

条文だと

内閣情報調査室 参事官 早川智之

条文 21 条 2 項「著しく不当な方法」

仁比聡平

確認 西山事件

21 条 2 項 「著しく不当な方法」に認められる

内閣情報調査室 参事官 早川智之

「著しく不当な方法」

福島みずほ

どの条文で逮捕されるのか

山田太郎

2)「市民がわからない場合は罪にならない」と説明

誰も罪にならない、ということか？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

市民は特定秘密と知らない

福島みずほ

特定されなければ逮捕されない？

未必の故意が  
知らなかったといえいいのか？

内閣情報調査室 参事官 早川智之  
認識しなければ逮捕されない

山田太郎

- 1) 取扱者 65000人と前回説明があった。
- 2) 特定秘密を公開すべき  
裁判は公開されるのか？
- 3) 情報漏えいの刑事裁判  
裁判官や弁護士が入手した場合
- 4) 長が指定を誤ったという裁判
- 5) 告発した場合処罰されるのか？

内閣情報調査室 参事官 橋場健

- 1) 適性評価  
成立した場合、指定がなければ  
正確に積算することはできない。

内閣情報調査室 参事官 早川智之

- 2) 情報公開法に基づき開示・不開示  
性格から不開示になると思われる。  
処分取り消しを訴えることができる。  
認められる場合、特定秘密部分が取り消され、開示されると考える。  
情報所得行為  
認識している必要がある。
- 3) 秘密漏えい 裁判 これまでの場合  
秘密それ自体を裁判所に提出するわけではない。  
実質秘であることを立証する。  
秘密の指定基準 方法など  
秘密指定事態が行政内部で基準に則ってやっていること。  
どういう性質で秘密として取り扱わないといけないのか。
- 4) 提供する場合  
期日前公判手続  
証拠の提示命令 インカメラ審理

裁判所に対する提示

弁護人が裁判の場で特定秘密を入手することは考えられない。

インカメラ審理で入手した裁判官が漏洩した場合処罰の対象となる。

裁判を起こした場合 裁判は公開されるのか

当然に資料を開示することはない

5) 違法に盗聴している

特定秘密として指定する問題意識

違法な行為を特定秘密として指定することはない。

仁比聡平

アメリカはメルケル首相を盗聴している。

それを共有したいんでしょ？NSCで。

それを特定秘密にしたい。

違法な盗聴行為を指定するのは考えにくいかもしれないが、

得た情報は秘密ではないか？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

違法な取得はしていないと理解している。

仁比

違法収集証拠

そこで得た情報は特定秘密にしないのか？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

日本において違法に情報は収集していないと理解している

仁比

違法収集はありますよ。

内閣情報調査室 参事官 早川智之

日本国内は適正に入手していると理解している

山田太郎

アメリカの艦船 核爆弾積んでいる

国内法ではどうなるか？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

日本国内は適正に入手していると理解している

福島みずほ

違法に入手したというが、

違法な入手はそもそも秘密指定はないということか？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

仮定のことは答えられないが、

日本国内は適正に入手していると理解している

福島みずほ

どうやって裁判するのか？

戦前はなにを入手したか弁護人もわからなかった。

共謀で逮捕された。

表現の自由裁判は非公開にできない。

弁護人が特定秘密にアクセスできなかったらどう弁護するのか・？

なにをもとに裁判

内閣情報調査室 参事官 早川智之

訴追側が説明

実質秘性を説明する。

秘密である限りは公開しない

福島みずほ

なにに触れたかわからなければどう弁護するのか

特定秘密が何かわからなければ

内閣情報調査室 参事官 早川智之

なんの行為か説明するし、

実質秘か説明する。

山田太郎

報道の事由

1) 夜討ち朝駆け、

対象職員は処罰されるのか

2) パブコメ 詳細版について公開を確約してほしい

内閣情報調査室 参事官 橋場健

1) 著しく不当

公務員が相手方に漏洩すれば処罰の対象となる

2) パブコメ

結果について公表しているしお示したとおり。

詳細を作らない。

山田太郎

2) パブコメは出せないのか

内閣情報調査室 参事官 橋場健

2) 公表したし、詳細のものはない。

山田太郎

1) 報道の自由

望遠レンズ、壁に耳でばれた場合、

公務員も処罰は酷ではないか。

内閣情報調査室 参事官 早川智之

夜討ち朝駆け取材なら公務員は処罰される。

望遠レンズ 故意は考えられない

過失 秘密を管理する側 個別の判断

机の上 放置している場合 管理が適切でない。

壁に耳の盗み聞き 形態による

秘密管理 取り扱う場合 漏えい措置を施した部屋である。

飲酒 普通は故意 漏らした側は処罰される。

山田太郎

会場からの質問を募集する

田中龍作

報道の自由

政府にとって厄介なのはネット。

フリージャーナリストはネットで活動している。

「専ら公益を有し」とあるが、大新聞ならまだしも  
フリーの場合公の機関が認めにくい。  
通信防衛法 フリーには？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

24 ページ 21 条

出版・報道業務

大新聞・通信社だけでなく、報道業務フリーも入ってくる。

通常取材活動は入ってくる。

例えばテロリストが報道機関と偽る場合。

警察庁 警備局警備企画課長 村田隆

特定秘密の認識について。

取材時、特定秘密がわからず取材しようとした場合、特定秘密に触れた場合、  
知らなければ、専ら公ではないとしてひっばられるのではない。

認識しない場合はありえない。

特定秘密がわかった上で。

わからないのであればいい。

福島みずほ

とても重要 自衛隊 三矢研究

核の情報

別表に当たる可能性が強い。

特定秘密かもしれないでもかまわない。

未必の故意。

市民活動家とフリージャーナリストの境界が曖昧。

警察庁 警備局警備企画課長 村田隆

認識しない場合はありえない。

特定秘密がわかった上で

わからないのであれば

山田太郎

認識がなければ逮捕されないでいいか？

警察庁

ない

出版労連 前田

27条 懲役と罰金

似たような罰則 覚せい剤取締法

この法案であえて懲役と罰金

中身を知りたい

内閣情報調査室 参事官 早川智之

秘密の漏洩する側 多額の現金を積まれて漏洩する場合

この規定を定めた

会場

罪刑法定主義に触れている

刑事裁判 適正手続

国会の権利が侵害されているため、憲法違反だと考える

内閣情報調査室 参事官 早川智之

法律の行為 自衛隊法等と同じ。

国会との関係 国会法 104条 声明を出さざるをえない場合でも提供ができる

憲法には従った法案。

会場

2点

1) そもそも特定有害活動とはなにか

裁判の中で特定秘密 司法に明かさない

2) 行政は司法の判断を受けないということになるか?

内閣情報調査室 参事官 早川智之

特定有害活動 法律で定義 16ページ

スパイ活動・核兵器取引・その他活動

直接裁判を出すものではないが、実質秘を説明する

杉原

橋場に質問。

しゃあしゃあと

9万通 わずかA4で1枚半にまとめるのはおかしい。  
エネルギー89000件 政府は全てをホームページで公表した。  
特定秘密に指定していない。  
主権者に  
サボる・隠蔽する権利はない。  
失礼千万。  
詳細なものを公開しない、というのは失礼。  
隠す権利はない以上、少なくともできる限り詳細なものを  
確約して帰って欲しい

内閣情報調査室 参事官 橋場健  
お答えは先ほど言ったとおり。  
詳細は作成していない。

杉原  
実現してほしい

会場  
25 ページ、26 ページ  
23 条  
管理を害する行為  
「その他の」を「など」に  
24 条  
特定取得行為  
特定秘密漏えい行為  
国政調査権 特定秘密であるから答えられない  
国会前で特定秘密を明らかにせよ 処罰されるのか？

福島みずほ  
広範囲になる

内閣情報調査室 参事官 早川智之  
2-5以外の  
煽動 先ほど「一般的に特定秘密を出せ」、は該当しないと考える

会場

公務員は罰則はないか  
教唆したのは煽動教唆にならないか。

内閣情報調査室 参事官 早川智之  
そもそも教唆にならない

福島みずほ  
密約がある、みんなが特定秘密と理解している。  
それは煽動ではないか

内閣情報調査室 参事官 早川智之  
具体的な働きかけではないので煽動に当たらない

山崎  
罰則の件  
3 回目の体験  
戦時中 小学校軍機保護法 死刑  
1985 年国家機密法 死刑  
今度の検討 過程で軍機保護法・国家機密法を踏まえ、  
死刑にするという論議があったのか  
罰則 10 年以下の懲役  
24 ページ 22 条 情状により 10 年以下の懲役及び 1000 万円以下の懲役  
国家公務員 懲戒免職+10 年の懲役+1000 万円  
家族含めて罰則  
人権保持の観点から

内閣情報調査室 参事官 早川智之  
罰則 国家機密法スパイ防止法ではなく、  
特定秘密を保護するにはどうすればよいか。  
特定秘密漏えい どういう法定刑が適切か？  
MDA 法 罰則は 10 年  
情状により  
覚せい剤取締法  
秘密を漏えい お金を積まれて不正した場合

会場

## 9条 外国に対する情報提供

その国で大変厳しい罰則・適性評価

簡単に外国で漏れてしまうのではないか？

内閣情報調査室 参事官 早川智之

まさに反対の状況

情報交換する場合 情報が保護されているのが前提

外国では適性評価があったり、「クリアランス」のみ扱う

我が国 適性評価制度が法律ではない。

自衛隊以外は1年以下

情報交換が行う際も秘密の保護が必要。

我が国の情報 外国も適切保護

会場

アメリカ 厳しいが公開される

適性評価

他の

山田太郎

時間がない

まだまだ十分ではない。

国会論戦もある。

広く公開

今回 150名参加。

3回合計 6時間やった。

問題が多いことも明らかになった。

今回の省庁交渉を活用して

福島みずほ

人ごとではない秘密保護法

国会議員・ジャーナリスト・市民も逮捕されるかもしれない

今の法律で十分

穴がある秘密保護法は作るべきでない。

またやっていきたい。